



柏保第751号

毒物劇物一般販売業登録票

住 所 札幌市北区十一条西四丁目1番15号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 株式会社ムトウ
(法人にあつては、その名称)

営業所又は店舗の所在地 柏市柏228番地5

営業所又は店舗の名称 株式会社ムトウ 柏支店

毒物及び劇物取締法第4条の規定により登録を受けた毒物劇物の一般販売業者であることを証明する。

平成30年 5月 2日

柏市長 秋山 浩保



有効期間 平成30年 5月14日から
平成36年 5月13日まで

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柏市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柏市を被告(代表者は柏市長)として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。